

◆◆◆————— 2025.11.7 ——

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1365

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第127回 R7.10.27）  
—厚生労働省、ケアマネジャー資格の更新制廃止の方針を固める  
来年に法改正へ
  2. 最近の介護保険最新情報
  3. 「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」  
見守り新鮮情報526号：除雪機で死亡事故も！安全機能の無効化は絶対やめて
- .....

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第127回 R7.10.27）

—厚生労働省、ケアマネジャー資格の更新制廃止の方針を固める  
来年に法改正へ

【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省はケアマネジャーの資格の更新制を廃止する方針を固めました。10月27日の審議会（社会保障審議会・介護保険部会）で提案し、大筋で了承を得ました。  
来年の通常国会に提出する介護保険法などの改正案に盛り込みます。

ケアマネジャーの資格から更新という概念をなくします。研修を修了しなければ資格を維持できない現行の仕組みを廃止します。昨年末にまとめた有識者会議の報告書で、更新研修をめぐり「可能な限り経済的・時間的な負担の軽減を図る」と掲げていた経緯があります。

一方で、一定の研修の受講を法令上の義務として残す方向で検討を進めます。

厚生労働省は審議会で、「専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組むことの重要性は変わらない」と強調。研修の時間を可能な限り縮減するほか、個々のケアマネジャーが自由なタイミングで、負担を分散しながら受講していくオンデマンド化を進めるとしたしました。

ケアマネジャーが必要な研修を受講できるよう、居宅介護支援や介護施設などを運営する事業者に必要な対応を要請していく方針です。例えば、各サービスの運営基準や介護報酬の加算、減算などを見直して取り組みを求めることも俎上に載せます。これをどう具体化するかは、次の介護報酬改定をめぐる焦点の1つになるとみられます。

実際に更新制が廃止される時期はまだ不透明です。厚生労働省の関係者は会合後、「今後の研修のあり方も含めて相応の準備を要する。なるべく早く進めるべきという声もあるが、各都道府県の状況も踏まえて詰めないといけない。施行時期は未定」と説明しました。審議会が報告書をまとめる年末か、政府が国会に提出する法案の中身が固まっていく年明け以降に、施行時期を含む更なる詳細が明らかになる見通しです。

更新制の廃止は、ケアマネジャーの負担軽減や人材確保が目的です。日本介護支援専門員協会をはじめとする関係団体が早くから主張し、これまで水面下で実現を働きかけてきた経緯があります。

審議会では多くの委員が賛意を表明し、目立った反対意見は出ませんでした。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「5年ごとの資格の更新は離職を決断するタイミングにもなっている。更新制は廃止すべき」と改めて主張。「定期的な研修は必要かつ重要。一定期間内に柔軟に受講できる研修に見直すべき。介護支援専門員本人に義務を課すだけでなく、就業時間内の時間の確保や業務調整など、所属する事業所にさらに配慮してもらえる仕組みを構築すべき」と促しました。

#### ◆ ケアマネジャーの資格取得要件を緩和 厚生労働省方針

厚生労働省は今回の審議会で、介護支援専門員の資格取得要件を緩和する方針も固めました。

実務研修受講試験を受けるのに必要な実務経験の年数を、現行の5年から3年に短縮します。対象となる基礎資格を拡大し、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師を新たに加えます。

ケアマネジャーを志す人を増やすこと、多様な背景を持つ人材の参入を促すことが狙いです。厳しい人手不足の緩和につなげる施策の一環となります。

ケアマネジャーの資格取得要件は現行、保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務、または一定の相談援助業務に従事した期間が通算5年以上の人と規定されています。既に対象となっている基礎資格は以下の通りです。

#### 現行 | 介護支援専門員の資格取得要件の対象資格

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、生活相談員（特養）、支援相談員（老健）、相談支援専門員（障害者総合支援法）、主任相談支援員（生活困窮者自立支援法）など。

審議会では、この資格取得要件の緩和についても、委員から目立った反対意見は出ませんでした。小林広美副会長も、施策の趣旨に理解を示し「賛同する」と表明しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_65232.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65232.html)

#### 【2】最近の介護保険最新情報

##### □介護保険最新情報 Vol.1434

「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）」における『「適切なケアマネジメント手法」の手引きその3』解説セミナーのご案内等について【その9】

<https://www.jcma.or.jp/?p=905668>

##### □介護保険最新情報 Vol.1435

生活支援共創プラットフォーム（全国版）の専用ホームページ及び第2回シンポジウムのアーカイブ配信について

<https://www.jcma.or.jp/?p=905669>

### 〔3〕「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」

見守り新鮮情報 526 号：除雪機で死亡事故も！安全機能の無効化は絶対やめて

□見守り新鮮情報 526 号：除雪機で死亡事故も！安全機能の無効化は絶対やめて

<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen526.pdf>

(リーフレット PDF)

□その他、「見守り新鮮情報」はこちらから！！

⇒<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

(消費者ホットライン188)。

□当協会は、高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

構成団体です。

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

□市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」

～“わたし”を大切にする認知症ケア～（11/24 福岡市 締切間近！・12/6 長野市）

★参加費は無料で、どなたでも参加いただけます！

<https://www.jcma.or.jp/?p=905598>

深刻化する「社会的孤立」に対応するために“つながり続けること”を目的とした支援として生まれた「伴走型支援」。そしてその支援者の認定資格とされる「伴走型支援士」

NPO 法人・ホームレス支援全国ネットワークが 2012 年 3 月より認定する民間資格で、1 千人を超える支援士が誕生しており、2022 年度から、日本伴走型支援協会に認定

を引き継がれた本資格取得のための 1st Step となる講座「伴走型支援基礎講座」を日本福祉大学は、日本伴走型支援協会と連携・協力のもと開講しています。

本講座を修了し、日本伴走型支援協会が主催するスクーリングを受講すると「伴走型支援士」として認定されます。

みなさまもぜひ“つながり続ける“伴走型支援士として活躍しませんか？

詳細はホームページから！

<https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/fukutasu/bansoushien/>

---

□ ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。  
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

[https://www.jcma.or.jp/?page\\_id=28](https://www.jcma.or.jp/?page_id=28)

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□ メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

\*\*\*\*\*

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール [info@jcma.or.jp](mailto:info@jcma.or.jp)

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>

\*\*\*\*\*